

平成21年第6回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成21年10月22日（木曜日）

議 事 日 程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定の件

第 3 報告第 11号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

第 4 議案第105号 平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所Web型電子カルテ（CIMA Link care）整備事業に伴う売買契約の締結について

第 5 議案第106号 平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所Web型電子カルテ（CIMA Chart）整備事業に伴う売買契約の締結について

第 6 議案第107号 平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所医療機器整備事業（デジタルX線透視撮影システム及び一般撮影装置）に伴う売買契約の締結について

第 7 議案第108号 平成21年度四万十町一般会計補正予算（第4号）

追加日程第1 味元和義君の議員辞職の件

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第7まで

追加日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（25名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君

9 番 岩 井 優之介 君
11 番 松 下 和 孝 君
13 番 酒 井 祥 成 君
15 番 竹 内 常 喜 君
18 番 堀 本 伸 一 君
20 番 田 邊 客 子 君
22 番 味 元 和 義 君
24 番 氏 原 郭 君
26 番 池 本 公 夫 君

10 番 田 邊 哲 夫 君
12 番 林 健 三 君
14 番 下 元 昇 君
16 番 田 邊 幹 男 君
19 番 梶 原 政 利 君
21 番 牧 野 利惠子 君
23 番 宮 地 章 一 君
25 番 宮 崎 南海男 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

17 番 戸 田 健 彦 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
参事兼危機管理監	浜 田 好 清 君	新産業政策監	森 芳 明 君
会 計 管 理 者	林 伸 良 君	総 務 課 長	永 井 立 一 君
企 画 課 長	武 内 文 治 君	商工観光課長	市 川 敏 英 君
農林水産課長	武 市 逸 夫 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	町 民 課 長	柴 久 幸 君
環 境 課 長	山 脇 一 生 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君
教 育 長	水 間 淳 一 君	教 育 次 長	渡 部 睦 君
学校教育課長	野 村 和 弘 君	生涯学習課長	山 本 弘 光 君
農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	総務課財政班長	山 脇 光 章 君
税務課副課長	松 田 好 文 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長 清 水 正 一 君

大正診療所事務長 林 正 憲 君

土和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡 本 順 一 君 十和診療所事務局長 酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長      今 村      茂 君      次      長      田 辺      卓 君

書      記      竹 内 寛 子 君

~~~~~

午前9時34分 開会

○議長（山岡義正君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成21年第6回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に17番戸田健彦君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番弘瀬則彦君及び20番田邊客子君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の10月20日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岩井優之介君。

○議会運営委員長（岩井優之介君） おはようございます。

議会運営委員会より報告いたします。

先日、議会運営委員会を開催いたしまして、第6回臨時議会は本日1日のみと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山岡義正君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日1日間であります。

お諮りします。

平成21年第6回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、平成21年第6回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第3 報告第11号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 本日の第6回四万十町臨時議会、議員各位には大変ご苦勞さまでに存じます。

それでは早速でございますが、報告第11号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、十川小学校校舎耐震補強工事におきまして、ベランダひさしの既存配筋全体が不良でありましたため、既存ベランダに持ち出し式の鉄骨補強を行いますとともに、柱、梁の欠陥部分の補修数量の変更、窓ガラスの強化ガラス入れ替え工事で、内部既存建具の取り換え溝では強化ガラスが設置できず、飛散防止フィルム張りに変更したことによりまして契約金額が増額となったものでございます。契約金額の変更に伴い、工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、去る9月24日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） これで提出者の報告を終わります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第4 議案第105号平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所Web型電子カルテ（CIMA Link care）整備事業に伴う売買契約の締結について、日程第5 議案第106号平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所Web型電子カルテ（CIMA Chart）整備事業に伴う売買契約の締結について、日程第6 議案第107号平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所医療機器整備事業（デジタルX線透視撮影システム及び一般撮影装置）に伴う売買契約の締結について、以上議案第105号から議案第107号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第105号平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所Web型電子カルテ（CIMA Link care）整備事業に伴う物品売買契約について、議案第106号平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所Web型電子カルテ（CIMA Chart）整備事業に伴う物品売買契約の締結について、以上2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この2議案の事業につきましては、厚生労働省の特別調整交付金（直診特別分）を、経営合理化のために要した費用について交付される事業でありまして、大正診療所・十和診療所それぞれにWeb型電子カルテを整備しようとするものでございます。

今回、大正診療所・十和診療所で導入しようとする電子カルテにつきましては、双方の診療所でカルテの互換性をとることができ、双方の患者さんの治療や、十和診療所患者の方が大正診療所へ入院される場合などに病歴が素早く取り出せ、適切な診療が可能となります。また、大正診療所においては、介護療養型病床に対応できるものであることなど、このような機能を備えている電子カルテは、株式会社富士通四国インフォテックが販売しております株式会社テクノプロジェクト製のWeb型電子カルテ以外にないことから、地方自治法第234条第1項及び第2項並びに同法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりまして、株式会社富士通四国インフォテックと、大正診療所におきましては定価の66.8%相当の2,940万円、十和診療所におきましては定価の71%相当の2,520万円にてそれぞれ随意契約による売買契約を締結しようとするものでございます。

なお、十和診療所につきましては大道診療所とのネットワーク化もあり、若干落札率が高くなっております。つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第107号平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所医療機器整備事業（デジタルX線透視撮影システム及び一般撮影装置）に伴う物品売買契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

この契約は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業による少子高齢化社会への対応策として、医療機器の整備を行うものであります。

十和診療所におきましては平成13年製造のX線撮影装置を使用してきましたが、近年では現像された映像が不鮮明となり、的確な判断が困難となっております。このことか

ら、本事業によりほぼ全身が撮影できるX線透視撮影システムと、立位による撮影機器である一般撮影装置を更新することで、鮮明な画像でよりの確な判断と適切な処置を行い、地域医療の向上と充実を図ろうとするものでございます。

平成21年10月1日、5社による指名競争に付しましたところ、2社が入札を辞退し、3社による入札となり、ニッチ合名会社が本事業の予定価格であります1,490万円の範囲内である1,422万円をもって落札いたしましたので、落札価格に5%の消費税及び地方消費税71万1,000円を加え、1,493万1,000円にて売買契約を締結しようとするものでございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） ちょっとお伺いいたします。

議案第105号から議案第107号まで一括してありますが、こういう機械については全く素人で要を得ませんが、議案第105号と議案第106号についての随契の町長の説明理由はよくわかりました。

そこで、このLinkcareという機種といいましょうか、種類と、それからChartという種類の違いというのはどこにあるのか。説明の中では、大正の分のLinkcareについては介護に対応できるというご説明でございましたけれども、その違いを、LinkcareとChartの違い、これについてご説明を願いたいと思います。これは例えば患者数とかカルテ枚数、それなどによってこの差があるのか、機種そのものが片方は介護に対応できると、片方はそうでないということの差であるのか、そこらあたりご説明を願いたいと思います。

それから、これは副町長から話がありましたが、3月の当初予算で予算が成立しておるということでございますが、それぞれの当初の予算額が幾らであったのか忘れましてお願いいたします。あわせて、議案第107号につきましても予算額が幾らであったのかというのを伺いをしたい。

それから、議案第107号につきまして、今まで一般撮影装置があったということですが、こういう場合、買い替えのときの、その古いもんについての処分の仕方はどういう形で処分されるものであるかということについてただしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） お答えいたします。

CIMA Link careとCIMA Chartの違いはどういうところにあるのかというご質問だったと思いますが、大正診療所で導入しようとしておりますCIMA Link careというのは、入院病棟、入院施設のあるのに対応できるのがCIMA Link careでございまして、外来のみの場合にはCIMA Chartということでございます。

それから予算の額でございしますが、当初は3,280万を大正診療所の電子カルテについては計上しておりました。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 酒井十和診療所事務長。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） お答えをいたします。

十和診療所におきましては、価格といたしましては3,549万円を予定をしておりました。

それからもう一つ、X線なのですが、これにつきましては、まず廃棄する機械につきましては、導入をいたしております会社のほうで持ち帰っていただいて処分をするということになっております。

それから金額が、ちょっとすみません。

（25番宮崎南海男君「予算額」と呼ぶ）

すみません、お待たせしました。予算額が1,564万5,000円でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 大体わかりました。

つまり大正の場合は、Link careというのは外来と入院と介護に対応するために十和の分とは違うと。十和の分については外来のみということのようでございます。

それから町長、先ほど説明いただきましたが、議案第105号については定価の六十

何%と、それから議案第106号については71%ということでございましたが、これ、定価でございまして、予算額に対するパーセントではないわけでありまして、これ、当初予算を組むときにどういう形で組んだのかちょっとわかりませんが、定価との、予算額との差があるように思います。

それはそれとして、よくわかりましたが、もう一度議案第107号の、古い分の処分は会社のほうへとって帰るということですが、これについてはあれですか、いうたら自動車で言や下取りじゃいうような形のものはないわけですか、持って行って。

○議長（山岡義正君） 酒井十和診療所事務長。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） この医療廃棄物につきましては、下取りとかそういうふうなものはございません。

（25番宮崎南海男君「出すこともない。それで処分するにお金出さないかんということもない」と呼ぶ）

それはありません。

（25番宮崎南海男君「ない」と呼ぶ）

はい。

（25番宮崎南海男君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは質問したいと思いますが。

まず議案第105号、106号については今、宮崎議員からも質問あったわけですが、まだちょっとわかりにくいのは、要するに大正診療所の場合は、外来と入院と介護の扱うことができるこの機械、CIMA care、片一方では十和はCIMA Chartという、形式は違うわけですが、もう少しその機械の差といいますか、外来と入院と介護の、じゃ、どう取り扱うために大正のほうが機械が高いのか。十和は外来だけというのは、機械がそんなに違うもんなのかちょっとわからんわけですね。1社だけが持つてこの機種が、もう少しだからどう違うんだという。一般的にはパソコンで、入院であろうが患者さん打ち込むことができるわけですよ。どう違うのかがちょっと今の質疑、答弁の中では私にはわかりませんので、なぜ違わなければならないのかという点についてもう少し説明をしてもらわないかんのと、大正の配置図を見ると、かなりデスクトップ、ノートが24台入るという計画ですが、今まで既存のペーパーカルテというのは、どこまで、どの範囲

までがカルテを見ておったのか。医師が書くわけですが、そのカルテは看護師含めてどの範囲まで今までは患者さんのカルテを見ておったのか。今度のこの機械は、かなりの部屋に配置をする内容ではないかなと。そうすると、プライバシーの問題が守れていくのかどうなのか、非常にそこら辺があいまいになるのではないかなというふうに思うわけですが、その点についてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それと議案第107号については、町長説明の中で、3社が入札に参加をしたということのようですが、普通の工事請負等については、入札価格、落札金額はここにあるわけですが、あと2社の金額が一切提示がされてない。何回で落ちたのか、そこら辺をもう少し説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） 大正診療所が導入しますCIMA Link careの内訳いいですか、どうして十和診療所と同じ電子カルテなのに差があるのかというご質問だったと思いますが、ソフトの関係で、外来のみで対応できるソフトと、大正診療所の場合は外来のみと外来と入院患者の、それと介護のソフトが、3つのソフトが一緒になってくるということで高くなっている理由の1つです。

それから、いわゆる端末器の配置の件でございますが、これにつきましては、医師も含め、看護長も含めて再三再度業者と検討いたしました。いたしました結果、どうしても大正診療所の場合にはリハビリも行っておりますし、入院利用等もあります。それからCT等のエコー、心電図とかありまして、合理的にやっぱりこれを生かすためには必要最小限この台数が必要であるという結果に至りました。

それからカルテでございますが、カルテはまず受け付けのほうから診察室のほうに回ってきます。基本的には先生のほうで検査の内容等は指示せんが出ますので、検査技師あるいは看護師が検査をしまして、その結果を先生に報告し、それが終わりますと受け付けのほうに返ってきまして、受け付けで、今レセコン言いまして、カルテの内容を打ち込んで処方せんと請求書を発行します。また、リハビリの必要な方につきましては理学療法室のほうにカルテが回ってきます。それから入院病棟につきましては、入院病棟のほうにもカルテが回ってきます。それから訪問診療の場合にも、今はカルテ持参で行っております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 議案第107号は議案説明書の資料のほうにありましたのでわかりました。

議案第105号、106号についてですが、今答弁いただいたわけですが、いわゆる大正診療所のWeb型電子カルテと十和診療所のWeb型カルテの違いは、要するにソフトが違うんだと。ソフトが内容的に違うんだということのようですが、420万もソフトが違うためにかかるという計算にはなるわけですが、機械そのものは、これは一緒なんでしょうか。ソフトというのは入れ込むものがソフトと言うのかどうか、ちょっとソフトと言われても、簡単にソフト言われた素人はわかりませんよね、内容が、ソフトじゃ簡単に言われても。じゃけど、420万の差がどうだからどうだというのがないと、素人には同じカルテでどう違うのか。ただ、入院と患者と介護だけでやったら、いわゆるソフトの内容いかんによって簡単になるんじゃないかなと思うわけですね、私は。だから、420万の差がソフト言われても、何のソフト、どういうソフトかわかりませんので、もう少しそのことをお聞きしたい。

それと、今までは、ペーパーカルテの場合は、看護師であればだれでも自由に閲覧できたのかどうかという点を私は気にしているわけです。今回の場合は各所に、部屋にありますんで、看護師がかなりいますよね、大正の場合は看護師さんが。簡単にボタンを押せば患者さん、入院患者を含めて皆さんのカルテが自由に読めることになるのではないのかという私は危惧を持っていますので、今までとどうなのかというその差をお聞きをしたわけです。今までも自由に見れたとか、看護師であれば。しかし、今回の電子カルテによっては、ボタン1つでだれさんの患者、入院患者さん、こんな症状じゃというのが全部ボタンを押せば映るわけですね、見れるわけですね。それがどうなのかという点です。そこら辺をちゃんとブロックできるような形になるのかどうか、そこら辺の今と今度の場合の差をお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） 420万の差でございますが、サーバー言いまして、僕も機械については余り詳しくないんですが、サーバーの中にそのソフトが入っちゃうということです。そのサーバーというのが、端末器、普通のパソコンはパソコンの中にソフトが入っちゃうわけですが、このWeb型につきましては全く白ったということで、もちろんワードの機能とかエクセル、それからXPの機能は備えておりますが、サーバーの本体、本元がありまして、そこからデータを持ってくるようになりますので、サーバー

の中にそういうソフトいいますか機能を、外来用の機能、それから入院病棟用の機能、それから介護用の機能をサーバーの中に組み込んでいるというふうに解釈しております。

それから、カルテの関係でプライバシーが守れるかということでございましたが、当然医師、看護師においては今までもそうですが、必要な場合にはカルテを見ることになります。それは職務上仕方がないことと考えていますが、もちろんこのことについてはプライバシーの保護ということもありますので、今までも、これからもそれを漏えいするとかいうことは、職員である以上はしてはいけないというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 10 番田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

当然、職員には守秘義務がありますので、そのことはわかってますが、ただ、今までは、ペーパーカルテの場合は恐らく1カ所に保管をしておって、例えば看護師さんがだれだれさんのを見たいということで許可を得て、普通はですよ、わからんですが見るのではないかなと。しかし今回、今度導入する機械については、部屋に行ってボタンさえ押せば自由に一覧ができますわね。というカルテでしょう。だから、そこら辺をしっかりとっておかないと、今後、ひょっとして漏えいはないだろうと思えますけれども、そこは機械導入とあわせて、すべての職員にそういうことを徹底をすべきであろうし、詳しい一般の人が部屋に入って見れる可能性もありますので、ひょっとしたらですよ、十分そこら辺は注意をした取り扱いをしてほしいと思いますが、その点について答えてください。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） お答えいたします。

そのカルテを呼び出すということになりますと、今の場合よりもむしろ漏えいとか閲覧できる可能性というのは低くなると考えてます。というのは、番号制になりますので、その人の番号を知っちゃらんと見えんことになりますので、今の場合ですと、棚にあるものを引き出して見れるということになりますので、今よりもより安全になるというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第105号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０５号平成２１年度四万十町国民健康保険大正診療所Ｗｅｂ型電子カルテ（ＣＩＭＡ Ｌｉｎｋ ｃａｒ ｅ）整備事業に伴う売買契約の締結についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第１０５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１０５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０６号平成２１年度四万十町国民健康保険十和診療所Ｗｅｂ型電子カルテ（ＣＩＭＡ Ｃｈａｒ ｔ）整備事業に伴う売買契約の締結についてを採決します。

議案第１０６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１０６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０７号平成２１年度四万十町国民健康保険十和診療所医療機器整備事業（デジタルＸ線透視撮影システム及び一般撮影装置）に伴う売買契約の締結についてを採決します。

議案第１０７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１０７号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第７ 議案第１０８号平成２１年度四万十町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、議案第１０８号平成２１年度四万十町一般会計補正予算（第４号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、数神・奈路地区の農地・山林など１４ヘクタールを企業誘致に備える用地並びに自然公園及び果樹や薬草、シイタケなどの実践農園として活用するために、その用地を取得するための土地購入費を補正するものでございます。

この土地は本町にゆかりのある藤井寺市の方が所有されておりますが、７月に相続人の方から町に譲りたい旨の相談がございました。

１４ヘクタールのうち、平成１４年開催の高知国体時に馬術競技の馬運車の駐車場として町が整備を行った約２ヘクタールを将来の企業誘致に対応するための用地として、残り１２ヘクタールを自然公園と本町の農林業振興のための果樹や薬草、シイタケなどの実践農園として、県の地域アクションプランに乗せて、県と連携しながら幅広く活用していく計画でございます。特に自然公園として位置づけております地域は湿地帯であり、環境庁が絶滅危惧種としている貴重な植物群１７種の自生地となっており、そのうち６種類については絶滅の危険性が高い絶滅危惧種１Ａ類に指定されておまして、環境に優しいまちづくりを目指す四万十町としましても、積極的にその保護に当たらなければならないと考えておるところでございまして、自然保護団体や町内のボランティア組織と連携して自然公園として整備し、環境学習や観光、町民の憩いの場として活用していきたいと考えております。

なお、この用地取得に当たりましては、不動産鑑定士を通じまして土地の鑑定も行っておりますが、今後、所有者と細部の詰めを行いました上で、用地取得の契約締結についての議案を後日提案いたしたいと考えております。

なお、この購入費を賄う財源につきましては、第1表歳入に記載のとおりとなっております。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 補正予算について質問してみたいと思うわけですが。

議員も現地を9月定例議会開会中にやったと思うわけですが、見てきました。大変自然環境がいい場所にある土地を今回町は購入をしたいという予算が提案されたわけですが、まずお聞きしたいのは、今回、財源は地方交付税の財源を使って土地購入ということのようですが、町長、一般的に3,300万のお金で公共事業が、補助事業の中でやるとすれば、一財を3,300万持ち出すことによってどれぐらいの事業が実施できるのかという点について、大方の金額で結構ですがお聞きしたい。

今回の計画書の中には、いわゆる自然公園ゾーンと農林業実践ゾーンと企業誘致のゾーン、3つに大きく分ける計画であります。まず自然公園ゾーンの計画が、資料があります。大変危惧種の貴重な植物が生息をされているよう、また、一部見させていただきましたが、だれもが、保存をして町民、町内外の方を含めて見ることは意味があると思ってます。決してそれを否定するつもりはありませんが、じゃ、自然公園ゾーンを町としてどういう整備をして、どういう管理運営をしていこうとするのか。

今、民主党政権になりまして、鳩山内閣、総理大臣以下、いわゆる不要不急の事業は執行停止、凍結するとまで言ってまして、全国自治体、大変その見直しによって厳しい状況にもなってます。この3,000万をかけて、3,300万かけて四万十町がどうしても今土地を買ってやるだけの価値がしっかりと計画の中にあるのかどうなのか、非常に私は不安を持っています。じゃ、この自然公園ゾーンを今後どう整備をし、どう管理運営するのか、その計画についてお示しを願いたい。

それと、農林業実践ゾーンですが、今現在、窪川地域を主体として国営農地が、大変放棄地があることはご承知のとおりです。そこは何に起因するのか。高齢化でもありましょう。しかし農業では、農林業では食べていけないがために地主が耕作を放棄している土地がたくさんあるわけです。

そういった中であって今回の土地を購入し、ユズやニラやシイタケ、また、薬草の試験

栽培もしてみたいという計画案ですが、本当にこれが I ターン、U ターンを含めて利用されるニーズがあるのかどうなのか。例えばひとところ窪川・大正・十和地域、薬草ミシマサイコをやってました。しかしなかなか価格の低迷でミシマサイコも十和・大正地域はほとんどとっていいほど栽培をしてません。

確かに自生する薬草はどの地域にもあるわけですが、当然栽培をして所得に上げるためには売り手が必要です。ただ直販所で売るのは今もしてます。じゃ、町としてこの薬草試験栽培をして、今後どういう所得向上に努めていきたいのか、また、ユズやニラやシイタケの栽培者が、本当にやりたいという希望者がおるのかどうなのか。金上野の国営農地にもユズを植えている圃場があります。草ぼうぼうです。現実をしっかりと見た上で計画を立てないと、ただ議会の納得するだけの机上の計画書では、私は、町民が本当に納得をするこの土地であるのかどうなのかという点です。

また、企業の誘致ゾーンですが、全国津々浦々、市や町村、こういった厳しい状況の中で企業に来てもらいたい、どこも宣伝をしてます。過日、東京に視察に行ったときも、モノレールにも島根県が「企業来てください」、こういう条件で皆さんに提供しようというチラシまで電車に載ってました。なかなか、四万十町に企業が今の状況の中で来る可能性が本当にあるのかどうなのか。確かに打診はあるようですが、これもまだ定かではありません。副町長が協議会の中で、「9 月中には何とか答えが来るのではないか」という話もあったわけですが、まだ来てませんという状況です。本当に 2 ヘクタールの土地をどう整地するのかわかりませんが、そこら辺の見通しとあわせて、じゃ、2 ヘクタールの土地を、宅地をどう整備をして企業に来てもらおうとするのか。あの土地、当然それなりの工事をしなければならないと思うわけですが、どこまで町が企業誘致のために工事をしようとしているのか、また、どういった企業に来ていただきたいのかという点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 私のほうから何点かお答えを申し上げます。

まず、3, 300 万円をもって今回取得をしようとするわけですが、仮に 3, 300 万をほかの公共事業に充当するとすればどういう事業展開ができるかというご質問でございましたが、補助事業を導入してその補助裏にこの交付税 3, 300 万を充てるのか、あるいは町単独でもっての公共事業をやるのか、また、どういう例えば道路なり圃場整備なり、あるいはその他、公共土木の事業をやるのかによって、それは、できる範囲というの

は左右されるわけでございますから、今、3, 300万で何がどれだけできるかということとは、これは即答しかねる問題じゃないかというふうに思います。

それから、絶滅危惧種の保護をどう展開をするかということでございますが、正直申し上げまして具体的にどういう保護策を、あるいは活用策を講ずるか、そこまでは詰め切っておりません。しかし、県下的にも大変貴重な植物が自生をしておるということでございますので、今後、県の自然保護課といいますか、そういうところとも協議をしながら、整備をするとすれば、その環境整備のための補助金等も一定導入できるのではないかというふうに思いますし、そういうこと等も勘案をしながら、その整備については検討してまいりたいというふうに思っております。

それから農林業の振興ゾーンについてでございますが、今想定をされております項目としまして幾つか申し上げました。薬草の栽培、シイタケの栽培、その他申し上げたところでございますが、この農林業の振興ゾーンにつきましても、具体的に区画をどういう形に定めて整備をするかと、活用するかということについて詰め切った事業内容は仕上がっておりませんけれども、これにつきましてはまた議会の皆様方からのご提案もいただきながら、有効活用できるように方策を今後詰めてまいりたいというふうに思っております。

企業誘致ゾーンにつきましては、具体的にここに立地する企業というのが確定をした状況ではございませんが、問者もご承知のとおり、立地の意向打診企業が現にあることも事実でございます。ただ、この立地企業につきましては、今月いっぱいですか、立地するかどうかの最終回答が得られるというふうに期待をしておりましたけれども、もろもろ世界的な不況等の影響もありまして、その立地の判断については向こう1年先送りをして決定をしたいと、そういう情報が入っております。したがって、直ちにここに立地を今できる企業があるという状況下にはございませんけれども、そういう誘致ゾーンというものも一定整備をしないことには、可能性としても今後ないわけでございますので、ほかにも本町への進出企業の意向もありますので、そういうことも視野に入れて今後一定これを取得をして、企業の立地が確定した段階で具体的にどういう整備なり助成をしていくか、それは今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

とりあえず私のほうからは以上でございます。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 質問の中で、企業を誘致する場合に町としてどの辺まで整備を

行うかということでございますが、工業用地の造成、そして排水施設等の整備については町のほうで行いたいというふうに考えているところでございます。

その事業費につきましては、5,000万円までは2分の1を県が補助をする制度等もございまして、県のほうも積極的に企業誘致に支援をしていくということでございますので、そういった助成制度等も活用しながら整備を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 答弁漏れがあるので再度お答えを願いたいと思うのは、企業というのは、その想定ですね。どういう企業を、来ていただきたいのかの想定ですよ。

じゃ、環境汚染をするような企業でも何でもいいのかという点ですよ。町としてしっかりと、企業とはどういう企業に来ていただきたいという一つの考え方がないと、何でも来てください、どんな企業でも構いませんというのかどうなのかという点ですよ。そこをしっかりとっておかないといけないと私は思ってますので、どういう企業に来てもらいたいのかという町の基本的な考え方が私、あると思います。ないといけないと思ってます。そういった意味で、町の基本的な企業の誘致の条件いうのはあるべきだと私は思ってます。

私も長い議員経験の中で、執行部が非常にすばらしい提案をされて、私も賛成をしてきたハード事業がたくさんあります。しかし、なかなか計画どおりに進まないというのが私の今までの経験です。だから、しっかりとしたりやり考え方、また計画がないと、ただ買うがための立派な計画書では私はいけないと思ってます。だから今回、私もあの土地は決して金額的には高いものではないし、生かすのであればぜひ買ってほしいとは思ってますが、1回目の町長の答弁では、まだしっかりとした計画は私は持ってないのではないかとこの感を持ちました。

特に自然公園ゾーンで県も補助を出すというふうな話でもあるわけですが、あの広い地帯を整備をして、じゃ、どういう管理をしていくのか。確かにボランティアの方々もおるでしょう。しかし、じゃ、日中はだれかが必ずいて、それなりの管理をするのかどうなのか。絶滅危惧種まである植物があるとなれば大変関心を持たれてる、持つ人たちもおるわけですよ。現に私の住む大正地域でも、葛籠川地域を含めて非常にツツジがあります。しかし、花の咲くころには車で来て、河川で引き抜くという現実があるわけですよ。だから、これだけの危惧種があるならば、当然関心を持つ県民がいるのではないかと私は思ってます。そうならば当然管理も十分しなけりゃならんだろうし。

だから、どういう計画を持っているのか。後々の管理費ばかりかかっては、また町の持ち出しも多くなるわけじゃないかと思ってます、私は。だから、もう少し私たちが納得できる計画、買ってからまあそれで考えようというのは私は、民主党じゃありませんが、今どうしても買わなきゃならんということにはならんのではないかと私はずっと考えました、あれからこっち。だから、今日はもっとしっかりとした計画の答弁を期待をしてたわけですが、9月以降とそんなに変わってない。だから、現実的に、じゃ、どうしていくのか、あの自然ゾーンを。考え方ですよ、しっかりとした。夜は来ないでしょうが、昼間という管理をしていきたいのか。当然お金もかかるんじゃないかと私は思ってますよ、年間通じて。本当にそれが町民にとって喜べるかどうかの答弁を下さい。

農林業実践ゾーンですが、ようやく大正地域もですが、十和なんかがやっていますが、シイタケに関心を、大正地域の農林業従事者が関心を持ち始めました。現にある大手の会社も買いたいというところまで今話が進んでいます。これからは非常にシイタケのニーズが多いと思ってますが、しかし、この地域で本当にそういう地域をつくって活用したいという人が、これからIターン、Uターン含めて来るんだろうかという私は疑問を持っています。Iターン、Uターンよりも、現に今住んでる農林家の方々に積極的にこの場所を使ってもらいこのほうが生きてくるのではないかなというふうに思ってますが、そこら辺の考え方。簡単にグリーンツーリズムでここへ来て、シイタケやユズやニラをつくってもらいというような甘い考えでは私はいけないと思ってますので、その考え方。

薬草にしたってそうです。十和地域では今センブリもやっていますが、なかなか規模拡大ができてないような感じを私は受けます。薬草栽培したって薬草会社がありますので、それとの契約もなろうし、そんなに簡単な薬草栽培というのは期待できないと私は思ってますので、その点、再度企業と農林と自然についてお答えください。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、町長も提案理由の説明の中で申し上げたところですが、7月に消費者の方から話がありまして、実際まだ十分検討をするだけの余裕もない、そういった中での計画づくりですので不十分さもあるかと思います。その点、ご了承をいただきたいと思いますのでございます。

企業、誘致をする企業、どんな企業が四万十町にとって必要な企業、望む企業であるかということでございますが、この土地の中には、説明をさせていただいております絶滅危惧種を含む貴重な植物群が群生をしておる地域もございます。それを自然公園として活用

をしていくというところもございまして、それと一体となるというか、その自然公園を大事にする、そういった理念とマッチするようなやはり企業でなければならないというふうに思っております。

本町と先進の企業の組み合わせにつきましては、清流四万十川の流域に工場を持つことで、企業にとっては環境問題に取り組んでいるといったいいイメージも連想させますし、企業にとってもプラスになるというふうに思われます。そういった観点から、自然にとって配慮したといいますか、優しい企業、そういったものをぜひ誘致をしたいというふうに考えているところでございます。

それから、自然公園の管理でございます。

確かに夜間の管理、そういったものにつきましては非常に心配もされるところでございまして、絶滅危惧種等の貴重な植物があるということが一般に広く知れ渡りますと、そういった心ない人たちが来て採取をするという危険性も十分にあるわけでございます。そういったところからこういったような形で保護をしていくか、それについては大変重要な問題ですので、今後、内部でも十分議論も高めていきたいというふうに思っておりますし、また、自然保護団体やそういった関係機関とも協議、議論も進めていきたいと思っております。

それから、この土地につきましては今まで全員協議会の中でもご説明も差し上げてきたところでございますが、売り主の方が、その事情はわかりませんが、非常に急いでおるところがございまして、金銭の授受については年明けでも構わないけれども、仮契約、そういったものについては10月中にという強い要望もございまして、そういった思いにこたえる形で今回上程をさせていただいたところです。

今どうして買わなければならないのか。今、町が購入しなければ、もし民間の企業等にこの土地が移った場合に自然生態地等の将来がどうなるのか、そういった不安もございしますので、先行して町が取得をするといった考えでございまして。

それから農林業の実践ゾーンにつきましては、県のほうも新規就農者の支援ということで、この事業に非常に期待も持っていていただいております。これから地域アクションプランに乗せて、県のほうのいろんな事業も取り入れながら、こういった実践農園にしていくのか、さらに細部を詰めていかなければならないわけですが、その過程におきまして、先ほど議員さんからご指摘のありました町内の農林業に従事する方々の支援、そういったものもあわせてできるような形で考えていきたいというふうに思っているところでござい

す。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

副町長、私は、理想とする企業ということですが、当然、排水や廃棄を垂れ流しされては困ります。

もう一点は、やはりこれだけ厳しい町内の経済状況の中で、この場の確保のためにどうしても企業が私は必要であろう、大変そこが一番私は重要ではないかなというふうに思っています。そういった意味で、早く整備をして企業が来てもらえればいいわけですが、今町長からも答弁があったように、9月には返事をするという業者が、来年もう一年じっくりと考えてという話のようですが、だれが考えてもそうですよ、私が経営者であつた。四十町へ来る価値があるのか、やはりじっくり考えるべきではないかな。そういった意味では、なかなか場所を確保したって来にくい状況にあるのではないかなと。ましてやこの土地を町が買わずに企業が買ってという副町長の話ですが、なかなか自分が買ってあそこを整備するだけの余力がある会社があるのかなというふうにも思います。

もともとはこの話は降ってわいた話で、ただ相手が早う買ってくれ、そうせんとほかにという話だけであって、町もそういった中でなかなか計画案も出なかったというふうに思っていますが、ただ最後にお願いしたいことは、もしこの予算が通るとするならば、通ったならば、今の計画に沿って最大限の努力をするという決意を私はいただいております。うわけですが、その点、町長、いかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） この用地を所有されております方につきましては、もともとこの土地柄、地域の特性を反映をしてここで畜産をやりたいと、そういう思いから取得をした経過がございます。

それはそれとしまして、この東又地域というのは農業というのがやっぱり一番の基幹でありますし、今後ともあるべきだというふうに思っています。

加えまして、今回その企業誘致ということも想定をいたしておりますけれども、この企業誘致につきましては、こちらの思いは思いとして、相手方の状況もありますから、こちらの一存でなかなかすぐに誘致はできんとは思いますが、やはり町の活性化を図っていくためにはそういう誘致ということもどうしても必要なことですので、副町長からもご答弁を申し上げましたけれども、環境に優しい企業の立地、誘致ということ

ベースにしながら、積極的にそういう働きかけは今後やっていきたいというふうに思っております。

それから自然公園の整備、これにつきましてはいろいろ課題もあるというふうには思います。ただ、私はこちらのほうには余りそうお金はかけなくてもできるのではないかと。今ある形態というものを最大限保存をしていくということがベースではないかというふうに思っておりますけれども、やはり環境学習等にこれを生かすということになれば、一定の歩道とかそういったものの整備が必要であろうと思いますが、これにつきましてはまた県のご支援もいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、何といいましてもやはり冒頭申し上げましたように、この地域というのは一番のやっぱり農業が基本であります。これだけの広大な土地を最大限その農業振興のために、農林業の振興のために活用するというのが今回この用地を取得する最大のメリットというふうに思っておるところでありまして、現段階におけるその具体的な計画内容につきましては十分煮詰まっておりますけれども、さまざまな観点から広くご意見もいただきながら、農林業の振興に寄与するような活用策というものを、これから本格的に検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いを申し上げたいと存じます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） ただいまの田邊議員の質疑に重複する分もございますが、私も考えて質疑をさせていただきたいと思います。

今回、用地取得につきましては、我々議員で用地の現場も見させていただいたわけですが、また町長の提案の中でも、非常に夢の持てるようなすばらしい提案理由の説明があったわけですが、なかなか中身をひもといてみますと、厳しい現実が待ち受けておるような思いがいたしております。

まず、農林業の実践ゾーンということで、非常にIターン、Uターン者を含めての活用ということである説明があったわけですが、現在のこの四万十町の実情というものを見たときに、果たして新たに土地を構えてそういう誘致をしていく必要があるのかという非常に大きな疑問を感じます。

といいますのは、今、国営農地の話が出ました。私も産業常任委員会、一昨年でしたが、四万十町全国営農地の現状を見たわけですが、非常に荒れておると、すばらしい農地であるのにも関わらず荒れておるという現状を目の当たりにしたわけですが、

す。現実に今の段階でも国営農地、5反、あるいは1町という広い農地があるのにも関わらず非常に荒れ果てておると、それを持っておる農家が、地権者が困っておるという現状もございます。松葉川にもございますし、立西地区にもあるわけでございます。

こういうところ、現にあるところを利用していくということのほうが、新たに売り手が出たからすぐそれに飛びつくということではなしに、今あるのを利用していくということのほうが私はもっともっと大事なことでないかというふうに思っております。特に国営農地につきましては100億を超す事業費を投入しておるわけでございますし、現段階では非常に事業費の未納、あるいは滞納という問題まで出ていっておるわけですから、そういうことの解消も含めて、こういう地を利用していくということが非常に大事ではないかというふうに思います。

確かに本町の将来像、農業、基幹産業でございますので、これを重要視しながら新規就農者も養成をしていくというのは大事なことでございますが、ただ、町長の話にもありましたように、新規就農者、あるいはいろんな農業政策の中で、政権交代もございまして大きな見直しが行われております。現に農地集積化事業などは2,979億高知県にあったものが、すべて返納ということになっておりますし、ただいま出ておりました新規就農の定着促進事業にしましても、55億の予算額が18.6億というふうに返納になっております。また、農地有効利用の支援整備事業につきましても非常に多くの希望者が上がっておるようでございますが、6割がカットと。中山間地域にとっては非常に厳しい農業政策の変更があっておるわけですので、こんなことを考えてみたときに、果たして、ただいま町長の提案のあったような農林業ゾーンの利用ができていくのかと、非常に大きな不安を持っております。

また、企業誘致につきましても、今日までは本当すぐにでも企業が来るかなというお話があったわけですが、ただいま町長の話にもありましたように、1年先、とりあえず先送り判断をしたいということのようでございます。

何年か前に、企業誘致の場所というのは本町にもできるということのお話もございました。影野地区ですか、高速に伴う2ヘクタールくらいと、それから金上野におきましても高速の残土処理で3ヘクタールくらいの企業誘致できる土地は構えられるというお話もこの前にあっておるわけですので、そんなことも考えたときに、果たしてこの用地が取得必要なのかという非常に危惧を持っておるわけでございます。何といいましても広大な農地を要する本町で、遊休農地あるいは不活用資産が増えてきておるわけですので、そういうも

のをまず有効に利用していくということをまず考えるべきじゃないかというふうに思いますので、そういう考え方を述べさせていただいて、再度町長の判断を伺いたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 農林業の実践ゾーンにつきましては、その活用策については幾つか課題も実はあろうというふうに私も思っております。

現状はどうかといいますと、ほとんどこの何十年来放置をされてまいりまして、竹やぶが繁茂しておるという状況でございますから、これをどういう形で再整備をするか、これが1つやはり当面の大きな課題になってこようかというふうに思っております。これにつきましては、先ほど副町長もご答弁を申し上げましたが、地域活性化プランに位置づけをしてもらって県の助成もいただきながら、最低限必要な整備というのはやっていきたいというふうに思っておるところであります。

それから既に整備をされた国営農地等々も耕作放棄地が増えておるということで、こちらのほうの活用を優先すべきではないかというお話もございましたが、おっしゃることは十分わかりますが、これはこれで、やはり別の観点からまた検討していくべき課題ではないかなというふうに思っておるところであります。いろいろ課題も確かに多いとは思いますが、県の支援も得ながら、そして町としても積極的にI・U・Jターン等々の受け入れ、そういう宣伝も行い、また、これが地元の方に優先的に活用していただけるような形で農林業の実践ゾーンというのを整備をしてまいりたいというふうに考えておりました、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 自然公園にしましても、町長の提案理由の中では余り金をかけずにできるじゃろうという話でございましたけれども、やはりある一定公園として町民に利用していただくと、あるいは町外の人も含めて利用していただく、来ていただくという施設ということになれば、当然投資、お金もかかるであろうし、また、維持管理費もかかってくるというふうに考えますので、下手をすれば遊休農地を町がつくっていくということにもなりかねないのではないかというふうにも思っております。

先ほども話をしましたように、今、町内至るところに非常に企業をいつでも誘致ができるような土地がございます。そういうことも考えると、いま一度考え直す必要がありはしないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 考え直すべきではないかということは、この用地の取得を断念をせよというふうに受けとめるところでございますが、我々としてはせっかくのこの貴重な用地ですから、これはこれで取得をして、企業誘致もそうでありますし、農林業、自然公園等として活用をしていきたいというふうに考えております。

ほかに高速道路の残土処理等の関係で目下2カ所、そういう将来的な企業団地の造成ということも想定をした一定整備も行われつつありますけれども、こちらはこちらとして、また、複数そういう企業誘致の受け皿を整えるということは、決して私は無駄ではないというふうに思いますし、そういう観点からぜひともこの用地については、いわば千載一遇のチャンスでもないかというふうに思っているところでございまして、取得をいたしたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、ただいまより10分間休憩をします。

午前10時54分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 連鎖反応が起きたので、何点かお伺いをします。

私は、この土地の購入に関しましては、現地を見た限り、3,300万、この資料にありますように、私は購入をして有効利用するほうが町のために将来的にはなるんじゃないかと思っておりますけれども、まず、1点最初にお伺いしたいのは、この資料の2ページにあります、いわゆる評価額が出ておりますけれども、私のお聞きしたいのは、いわゆる北側の山林部分が4ヘクタールあると。ここで、現地この間見させていただいたときに、遠くからでしたので詳しいこの山の内容がわかりませんけれども、多分ヒノキがあったように思っておりますけれども、このいわゆる4ヘクタールのヒノキですがね、これは何十、多分四、五十年分か、あるいは六十年になっているかと思っておりますけれども、これは、このいわゆる評価額に入っておりません。これを、仮に4ヘクでヒノキの何十年のあれがあれば、仮にこれを買うとすればどのぐらいで評価があるかという点をお伺いをいたしたいと思っております。

それと、私は、自然公園ゾーンについては、先ほど町長答弁がありましたように、これに似たような公園を私どももボランティアとして参画して、いわゆる金上野の天竺公園、

あそこに池があったところへボランティアで参画して、今もきれいに整備されて、小学校などが遠足とか、あるいは保育園児がよく利用してあんまりお金をかけておりません。しかし、たまたま町の近くということで、多くの方が利用されてということで、金上野もそうなんですけど、ここはいわゆる自然公園ゾーンですね。ここはもうとにかく県下にも珍しい危惧される6種類のあれが残っているということで、これを整備すると、やはり県外、失礼、町外の方々が訪れてくれるんじゃないかというふうに、私はこの自然公園ゾーンを余りどうのこうのせずに自然のままの公園にすれば、多くの方々、1つの新たな四十町の観光ゾーンにもなるんじゃないかと思って期待をいたしております。

それと、1つ、あとの企業誘致ゾーン、ここについて、この点だけはちょっと1つだけはっきり答弁を願いたいんですけども。実は、先ほど宮地議員からの質問にもありました。2年ほど前ですか。合併した後で、町内にやっぱり企業誘致の用地をつくりたいということで、1つが金上野、これは現在造成中ですけども、これが20年度、21年度、約2年余りたっております。ちょうど私の工場がある目の前を毎日ダンプが何百台、かなりの大型のダンプが毎日往来しておりますので、非常にはっきり申し上げまして迷惑がかかっておりますし、うち以外の住宅がすぐ近くにありますので、非常にほこりでもう洗濯物を出すのも大変じゃないかというふうに私は考えております。これを2年前から、本当地元の方々も町のためということで、企業誘致するんだということでかなりかさ上げして、3ヘクタールぐらいの用地がもうほぼ完成しつつあります。そこで、もう一点、先ほど宮地議員が言いましたように、影野インターの辺で少し上流の東側の右の谷も、ここは2ヘクタールぐらいのいわゆる用地にしたいということでした。

そういう説明を受けておりまして、私はこの企業誘致のゾーンは金上野、あるいは影野のあたりに、これは国交省の事業で町の負担が要らんということで計画を聞いておりました。しかしながら、金上野については農道整備に1億7,000万円も多分かかっていると思うんですね。だから、そんなことも含めて、私は今までは、この企業誘致ゾーンに新たにここではなくて、優先順位的には、やはりもう既に大方企業のいわゆる立地ゾーンとしてできつつある金上野のほうにもし企業が来てくれるのであれば、そちらのほうを優先してやるんじゃないかなというふうに考えておりましたし、町のほうからそういう説明を受けておりましたので、そういったダンプの往来にも目をつむっておったあれがありますので。だから、そこらあたり今までの執行部から提案がされた企業いわゆる誘致ゾーンの整合性、これについてまずどんなふうに考えておられるのか、まずこの2点を答弁願いた

いと思います。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監

○新産業政策監（森 芳明君） まず最初に、山の価格について調査はしております。北側4ヘクタールが山林ということで、うちの林業のほうで調査をいたしました。素材的には主に40年生から50年生のヒノキと杉です。で、高いところについては、畝のほうは主にヒノキ、そして低いところについては杉ということで、全体で583立方ぐらいの材があるのではないかということで、今の価格で売りますと、大体550万程度の金額になるかどうかということで調査をしております。

次に、影野インターの企業誘致の候補地、それと、金上野の高規格の盛り土を使つての工場用地のスタンスです。当然企業誘致に関しては、町としたら周知を含めて、やはりそういう場所として何方所か選定はしております。ただ、影野にしても金上野にしても、まだ二、三年の工事期間がかかるということで、現在の企業、それと、高知の企業を含めて、やはり町が先行取得を先にしないと動きがとれないと。それと、やはり農林業中心の町としても、やはり雇用の場としての企業誘致というのは一番大きな課題です。そういう中でやはり町が先に先行取得をし、それでホームページでの企業誘致の取り組みとか、そういう面では現在の土地が価格的にも、不動産鑑定の価格よりもはるかに安いという面では必要性があるのではないかとこのように考えております。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 誘致企業の関係ですけれども、政策監のほうからお答えをさせていただきましたように、企業の誘致を図るそういった土地については、複数の土地があるほうが私は最適であるというふうに思っております。今回非常に安価なご提案もいただいた中で、この土地が手に入るということでございまして、先行取得という形で、この土地も企業立地の候補地として用意をしておくというつもりで提案をいたしましたところです。

県のほうも、現在話を進めております企業につきましては、将来核となる企業であろうと。で、その企業の誘致が実現したとすれば、それに関連する企業、それが非常に期待を持てるといふ話もいただいておりますのでございまして、そうなれば、今、提案をいたしております数神・奈路の土地だけでなく、ほかの土地の活用、まあそういったものも企業立地として十分活用ができるのではないかとこの希望も持っておりますのでございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 先ほどの高速道路の残土の処理の、影野の分はまだ余り手が入

ってないと思うんですけど、これもやはり町としては、国交省の事業で、あそこ２ヘクぐらいでしたかね、たしか、それは今後も進めていくのか。まず、この点を確認をしておきます。

それと、私は立地的に見て、この数神の企業誘致ゾーン、いわゆる道路から見て右のほうですけども、ここは、そういう先ほどから言われております、よそからの企業だけでなく、これまでも町長がよく所信表明、あるいは答弁で言ってこられました、いわゆる内発的な企業をつくりたいということも町長よく言われておりましたけれども、そういった意味では、まさにこの近くには今年度クラインガルテンも整備されておりますし。だから、この地形的に見たら、やはりこの企業誘致ゾーンは内発的な事業の喚起、新しい産業を興すということで、例えば岐阜県にある明宝村ですかね、例えばあそこはハムとか、そういったものをつくって、全国ブランド的な企業がいわゆる畜産加工製品でなっておりますので、私は、四万十町といったこのブランドを生かした、例えば今あぐり窪川が愛媛県のほうに加工製品をわざわざ送って薫製品をつくってもらっておりますけれども、いわゆる畜産の、地元の東又、ここに内発的な新しい産業を興すという意味では、いわゆる県の産業振興計画の中に畜産の加工品の加工場をつくったほうがもっと道が早いんじゃないかなというふうにも思いますけれども。ただ、いわゆる機械的とか、ソーラーパネルとか、そういったものでなく、町の執行部としては、そういったいわゆる畜産地域でございますので、これに四万十町のブランドを生かした、そういった畜産加工施設をここにつくるということも考えておいてもいいんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、この２点についてお伺いをします。１点目は影野のが。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 高速道路関連の残土処理場の影野の残土処理場の件ですが、ご質問のように、現在国交省が今年度発注いたしまして、本格的な工事としまして、今年度より現在地元四万十町内の生田組さんのほうが国交省の事業の受注いたしまして、排水関係ですかね、旧の谷の上に約１０メートルほどかさ上げになるもので、旧の谷の暗渠排水とかを現在進行中で、今後どう、２年ぐらいの経過で完成するんじゃないかと思っております。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 数神・奈路の土地は、企業誘致の土地について、内発的な産業興しの用途に使うてはどうかという提案でございますが、今、あの土地について現在確定

されている企業はございませんが、今までの経過を全員協議会の中でもご報告も差し上げましたけれども、8月にある企業から打診がありまして、現地も見ていただいたところです。その後、その企業の関連会社の景気の先行きの不透明感もありまして、いまだ結論が出ていないところでございますが、世界的なその会社の状況を見てみますと、中国であるとか国内において、これから需要が高まってくるということは確信をされているところでございます。

現在、ヨーロッパでの市場が冷え込んでおるということで、会社としてはその状況を見ておるというふうには思うところでございますが、そういった状況でございますので、町としても非常に期待を持って、その結論を待っているところでございます。当面はその企業の誘致に全力を挙げていく覚悟でございますが、それと含めまして、先ほど提案もいただいたような内発的な企業、そういったものの誘致等についてもこれから考えていきたいというふうに思っております。

そして、非常に2ヘクタールという広い土地でございまして、現在町として打診をしている企業につきましては、その半分程度であれば十分ということも伺っております。その余った土地といいますか、その土地以外の分についての活用もこれから考えていかんといきませんので、そのことも含めて検討もさせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） はい、わかりました。

いずれにしても、やはりこの予算が通った後で、まあ通るかどうかわかりませんが、やっぱり議員の皆さんもこれだけ真剣にそれぞれの思いがあつて、いわゆる土地をこれ以上増やすことも是非が問われておりますので、仮に採択された場合ですよ、やはり具体的にもっともっと執行部の皆さんで話をして、やはり早め早めにきちんとした計画を立てていっていただくようお願いを申し上げまして終わります。

答弁は要りません。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 先ほどからもろもろ質疑が出ておりますが、その中で、副町長の答弁の中で、その必要性、なぜ今なのかと。民間の方に押さえられる可能性もあるということで答弁がありましたが、本当にその可能性というのは強いのかどうか。まず、そこを確認しておきたいと思います。

というのは、駅前の、かつて、土地購入については例えば立地条件等でやっぱり民間に押さえられる可能性というのも強かったわけですね。でも、今のその問題になっている土地が、果たして今まで売れなかった土地が急に売れるものなのかどうなのか。だから、今、このお話を少し先延ばしにした場合、ほかの民間に渡る可能性というのは強いのかどうか。その点についてお伺いします。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 今、町に提案をいただいております値段につきましては、町であるからということでこの金額になっているかもしれません。そこらあたりははっきりわからんわけですけども、あの土地でこの値段であるとすれば、将来の宅地開発とかそういったところを見れば、立地条件的にはすごい最適の土地でございまして、民間の手が入る可能性が非常に強いというふうに私は思っているところでございます。そういう恐れもあって先行取得をするということでございます。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 私、聞きたいのは、今まで結局そういう人手に渡るというか、売ってという話が。ああいう土地で例えば活用法があれば、もっと以前からそういう話はおったんじゃないろうかと思うわけですが、そこら辺、本当にそういう民間のほうからの何があるかどうか。そこら辺もっと調査してからでも遅くはないかなと。例えば町だから3,300万とは、今のお答えですが、それで、これがもう少し寝かした場合にどうなるのか。果たして売れなかった場合にはもう少し安く行こうかというようなことも、可能性だって逆に言えばあるはずですので、そこら辺もう少しお答えのほう。

（「休憩にして」と呼ぶ者あり）

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君

○20番（田邊客子君） 今までの質疑を聞いておりますと、非常に不安、皆さん持っているというのは、そういう皆さんの顔をしていますのでそうだと思うわけですが。

非常に最初の協議会からの説明と変わってきているというか、最初は企業を誘致するた

めという話でありまして、現地も何度か見に行きました。その企業誘致はなかなか見通しが見つからないということで、いろいろシフトが変わってきておりまして、自然公園ゾーン、そして農林業のほうに、これを町の活性化として活用したいということで、そういう町長の答弁もありましたが、非常に町長も認めているように、十分な計画ではないということでありまして。

いつも心配するのは、田邊哲夫議員も言いましたが、じゃ、だれがこれを請け負ってやるのかということが、いつも地域づくり、まちづくりの根、基本でありまして、そこが非常に心配しておりますが、私は今までの答弁の中でこれが活用し、するに価値ある目的とするのは、やっぱり自然公園ゾーンをどう整備していくかということであろうかと思いますが、そこにもっとシフトを入れておいてこの全体を考えていかないと、ここにこの公園つくって企業誘致をして、どういう企業が来るのかわかりませんが、そんなことをしてしまったら、ここ全体の意味がなくなる。自然公園の意味がなくなるんじゃないかと思うわけですが、このあたり、私はもっともっと詰めてほしいな、この土地の利用については思うわけですが。

ただ、先ほど言いましたように、地主さんの都合で今回の予算計上になったと思われるわけですが、今のわかっている時点で、この自然公園ゾーンをどう整備して、だれがこれを管理して、本当にこれに好きな方といえますか、専門の方が関わらないと、この事業は、このゾーンは成功しないと思うわけですが、そのあたりの見通しがついているのかということと、それから、薬草栽培地として活用したいということでありましたが、これもある程度の可能性はあるかなと思うわけですが、この点についてもその見通しがあるのかということ、まずその2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 自然公園の将来的な管理の計画でございますが、まだ、十分に議論もしていないところでございますけれども、この購入の話が出てきた段階で生態系トラスト協会であるとか、あるいは町内でこれの保護に関わってきた方々、そういった方々も一緒になって、1回調査も行っているところでございます。そして、非常に貴重な植物群、先ほど提案理由の説明の中で申しました絶滅危惧種以外にも保護しなければならない植物も数多くあるというような指摘もいただいております、そういった生態系トラスト協会であるとか、あるいは町内のボランティア協会、あるいは県でそういった貴重な植物の保護を行っているような団体、そういった方々とも今後協議、協働も行いながら、どう

いった形で管理運営を行っていくか、その辺もこれから細部の詰めも行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） 薬草の関係に関してお答えをいたします。

今回、3つのゾーン分けということで、自然公園ゾーン、企業誘致ゾーン、農林業実践ゾーンということで、その中の農林業実践ゾーンの一部のところに薬草の試験栽培ということで上げらせてもらっております。

先ほどから町長、副町長の答弁にあったように、まずこの予算が通れば、この14ヘクタールの土地については、専門の調査、牧野植物園とか県を含めて絶滅危惧種の調査ということが一番もとになるのかなと思います。というのは、58種類ぐらいの植物も発見されちゅうということで、実際にはこの17種の絶滅危惧種以外にも相当の植物、そして、昆虫類の生態、そこら辺もかなり可能性があるのではないかと考えてます。そういう中で、実際にその自然のそういう植物の生態系がどこまであるのかということが、まず基本にはなるかなと思います。

その後で、農林業実践ゾーンについては2つ上げらせてもらってますが、ここの中にも書いてありますが、牧野植物園のほうでホソバオケラという中で、これを高知県全体に広めたいということもございます。それと、もともと十和・大正・窪川でも自然に生えてる野草類を販売している人もいます。そういう中で、また四万十町で現在薬草の研究会も立ち上がっちゅうと、そういう背景もございますので、そういう先ほどの植物の調査をした後にそういう残地があれば、そういうことも1つの産業興しということの中では、1つ計画に入れていきたいということでございます。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 追加でお答えをさせていただきますけれども、用地を取得する目的、冒頭提案理由でも申し上げたところでございますが、何に焦点を絞ってやるかということによって、土地の取得範囲というのも変わってこようというふうに思います。例えば企業立地ゾーンであれば2ヘクタールでいいわけですし、あるいは農村公園といいますか、絶滅危惧種の保護をするがために農村公園ゾーンを取得をするということを第一義に考えれば、それはそれなりの面積に限定をされるわけですが、今回の用地交渉では、分割の売却というのはあり得ないということが1つ前提になっております。

部分的に、今こっちがつまみ食いをして必要なところだけをということでは話がつかない

いという状況もございまして、我々としては大変欲張った、しかも内容的には十分詰まり切っておりませんけれども、ここの全体的な立地条件、そういうものを勘案をする中で、1つには企業誘致の候補地として、それから1つには農村公園の整備、残るところについて、農林業の実践ゾーンという形でかなり欲張った計画を立てたわけですが、そういう経過の中からご提案を申し上げているということでございますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） こういう計画を掲げざるを得なかったという事情もよくわかるわけですが、ただ先ほど言いましたように、私は、下元議員も言いましたが、企業誘致に関してはほかの土地もあるわけですので、そちらを優先して、この3つがうまく成り立つとは思えないんです。

だから、本当にその自然公園ゾーン、また第一次産業を振興のために使いたいというなら、そういう視点でこの全体を考えていくという方向も非常に大事ではないかなと、そういうように思うわけで、ずっと企業誘致優先ということで私たちは話をして、執行部も話してきましたので、その頭がありましたけど、いろいろ説明聞く中で、やっぱりそういうことにシフトを置いて、この土地をどう利用していくかということを考えていかないと、四万十町にとってもいい方向にはならないんじゃないかなという強い思いをしておりますので、そのあたりも1つの大きな検討課題として考えてもらいたいなと思ひまして質問を終わります。答弁ありましたら。

○議長（山岡義正君） 答弁ありますか。

特に答弁ありませんか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） 私の質問が最後になるかもわかりませんが。

ちょっと町長ないし副町長に確認をして質問にかえたいと思いますが。

何度も質問がありましたので、大体わかりますが、今回の土地については、この今の相手さんとの交渉の期日を逃したらもう二度と買えないということだと思ひんですが、その辺の質問が1つと。もう一つは企業誘致について、かなり私も今までいろんな質問の中では取り上げてまいりました。大変に期待をしております。ただし、今回一番手を挙げてく

れていた企業が少し回答が先になると。ただし、進出はやめましたということではないと思いますが、そのことを明確に答弁願いたいと一緒に、この企業以外にも県の商工労働部には、四万十町に進出してくれる企業があればぜひとも紹介をしてくれと、あっせんをしてくれというふうなお話は町としてしていると思いますけれども。

ほんで、そのときに、ほい、そしたら、例えば3カ月先に手を挙げてくれた企業がおつたと。そういうときに今たちまち、ほんなら今から土地を構えないかんでは、これはどうしようもないと。やはりこの土地については取りあえず第1点目として、どうしても確保しておくことが必要ではないかと思います。それについて、先ほど下元議員さんからも金上野、それから床鍋の用地、それからこの間コンサルでやりました大奈路の土地についても聞きましたけれども、これはまだ具体的に全部買えるものかどうか、何ぼで買えるものかどうか、そういうことがまだ決まってないと思うんです。これから、順次決めていくにしても、県の商工労働部のほうに「良い企業があつたら紹介をしてくれ」というて、もし言うてなかったらこれはいけません、そういう積極的に営業しているとすれば、やはりいつまた四万十町へいいですよという企業があつてもいけるというところを、やはり私は確保するべきであつて、それから、それが今回の土地であつて、それから、前々から言われている金上野、床鍋についても第二、第三としてやはりそれは必要だと思いますが、その3点についてはっきりとひとつ答弁を願います。

以上です。もうこれで終わります。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 今の時期を逃せば、もうこの土地は手に入らないのかということでございますが、先ほど浜田参事からお答えをさせていただきましたように、相手方からは11月いっぱいという期限を切られておりまして、相手の事情を勘案すれば、この時期を逃せばもうないのじゃないかなというふうに思っております。

それから、今話が来ております企業のこれからの見通しでございますが、今まで何人かの議員さんにもお答えもしておりますけれども、当初は9月いっぱいまでに結論は出るであろうという県のほうからの話もありました。まあしかし、先ほどお答えもさせていただきましたように、非常にヨーロッパでの景気が冷え込んでおるということでございますが、県の担当者のほうの話を聞きますれば、世界的なこの企業の持つておりますもの、そういうことについては年明けからでも需要が伸びてくる可能性が非常に高い。その辺は間違いないというようなこともいただいております。

この打診をされております企業の関連企業が今の景気の動向の中で非常に厳しいというところもあって、その辺を見ながらの時期を見ているのではないかなというふうに思いますが、先ほどお話ししましたような景気の先行き、それからこの企業の持っておりますもの、そういったものを勘案をしますれば、期限は来年の夏ごろというふうには言われておりますが、四万十町としては非常に大きな期待感も持っておるところでございます。

それから、県のほうもこの数神と奈路の土地につきましては、周囲に民家もない。それから、自然的な環境も非常にすばらしいということで、将来高速も窪川まで延伸をすることと考えますれば、県としてもこれからの企業立地に向けて支援をしていく最適地でもあるというふうなことも伺っているところでございます。

いずれにしても、この議案が通りますれば町の企業立地の用地として準備をし、それから県のほうにも働きかけも行い、現在打診をしている企業も含めまして、この土地にふさわしい企業誘致を積極的に推進をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 今回のこの土地の購入の問題は、私も非常に、確かに利用的には、本当に利用すれば価値もありますけども、不安が多いです。というのは、自然公園ですよね。この管理、維持、今後どれぐらいその費用がかかっていくものか。それと、先ほど副町長も答弁がございましたが、11月いっぱいには答えを出してくれということでございますが、何とかこの自然公園とその維持管理の計画をもう一回しゃんと出してください、12月議会で最終答弁を出すと、答えを出すという方向にはとれないものか。先方さんともう一回交渉をお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 先ほどの答弁の中で、現在の所有者から期限を切られておりますのが11月ということでしたけれども、10月いっぱいまでに回答をくれということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

この議案を今の時期でなければならないのか、12月の議会でもいいのではないかとということでございますが、予算が通らなければ、相手とのなかなか細部の詰めもできないわけですし、この予算を承認をいただきますれば細部の詰めも行いまして、売買契約の締結の議案を12月に上程をしたいというふうに計画をしているところでございます。

○議長（山岡義正君） ええですかね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第108号について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ないようですので、4番島岡幹夫君。

○4番（島岡幹夫君） 原案に対しまして賛成の討論をさせていただきます。

私は東又地区地元でございますので、ぜひ皆さん方に私どもの意見を聞いていただきたいと思います。

購入を予定しております西側神野々地区のほうには、ユズとブルーベリーの比較的規模の大きな面積を栽培に取り組まれている農家があります。荒れ地になっている原野、これは10ヘクタールぐらいあろうかと思いますが、これについては我々の経験からすれば、ハンマートラクターのようなものを入れますと、容易に農地に還元することは可能です。これは我々が、もう私の集落でもそれをやってきましたので、それは絶対にできると思っています。

それで、絶滅危惧種が自生をする湿地ですけれども、そんなに広い範囲ではありません。この自然公園ゾーンについては、場合によってはイノシシのような柵を張り巡らして、中に遊歩道さえつけば、そこそこ観察をしていけるだけのものはできると思いますので、いつもここに監視の監視員がいて管理をしなければならないものではないと思いますが、その辺はまたご判断をしていただきたいと思います。

それから、いろいろご意見の中にもありましたけれども、個人所有の国営農地の活用と、今回の購入しようとする土地については大分趣が違うと思うんです。町内には国営農地を初め、相当面積の不耕作地が増えています。これについては、その土地の地権者、あるいはまた営農指導をされる県、地元の町、農協などの関係団体の積極的な取り組みというんですか、働きかけが必要だと思いますので、これと今回のものとは違うと思いますが、町は購入をして、町民の財産として有効利用・活用する今回の計画では、例えば農林業の実践ゾーンとされております奈路側の土地、シイタケとか、ニラ、ユズ、あるいは薬

草園などに開発をして活用するということですが、この土地は地元の私どもが見ますと、なだらかな丘陵地帯で、これの中にはもとの田んぼだった段差も幾つかあります。これをクライנגルテンなどに開発すれば最適地だと私はそう見えています。

それで、その次に問題になっております企業誘致のゾーンでございますけれども、町外からの企業誘致だけを考える必要はないと思うんです。例えば本町には5万6,000ヘクタールという山林があります。そのうちの73とか75%は人工林ですが、今間伐しなかったら緑の砂漠になる山がたくさんあります。もし、これがいろんな助成事業も受けながら間伐事業ができれば、ここに丸棒の加工工場をぜひ誘致してほしいと、これは私も前から申し上げてきたんですが。あの丸棒が単なる農業資材だけでなしに、小規模の公園をつくるとか、あるいは小さなため池だとか、いろんな施設造成のときにも丸棒にいわゆる注入薬を入れての、防腐剤を入れての、いろんな活用の法はあります。そういうことで、従来は高知市の仁井田にその丸棒の加工工場がありましたけれども、多分今できていないと思うんですが、ぜひこれも検討の中に入れていただきたいなと思ってます。

20数年前に、ここに232筆という筆数が出てきますが、この土地を持っておられた34名の農家の方がいます。その人たちが農地を20数年前に手放してから、ずっと荒れ地化してきたわけです。所有された小林畜産さんは、毎年春秋に200万ほどのお金を入れて、その荒れ地を周囲に迷惑をかけないようにということで草刈をきちっとしてくれて、管理はされてきましたけれども、この土地が有効利用されずに二十数年間放置をされてきた。このときの土地の所有者が今回、町が買うてくれる言うたのと、町が買うて新しい開発をしてくれる言うたのということで、非常に地元の方喜んでおられる。こういう人たちの気持ちも、こういう人たちの期待の声というのもぜひ汲んでほしいなと、そういう思いがいたします。

そういうこと、もろもろのことを判断いたしまして、私は3,300万、ここで14.何、その土地を購入するという、この本案に対しては全面的に賛成をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山岡義正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第108号平成21年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第１０８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、議案第１０８号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、昼食のため１時半まで休憩をいたします。

午前１１時５７分 休憩

午後 １時３０分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、２番味元和義君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。

味元和義君の議員辞職の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第１として審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、味元和義君の議員辞職の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第１として審議することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 追加日程第１ 味元和義君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、味元和義君の退場を求めます。

〔２番 味元和義君 退場〕

○議長（山岡義正君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（今村 茂君） それでは、議員の辞職願を朗読いたします。

平成２１年１０月２２日四万十町議会議長山岡義正様。

四万十町議会議員味元和義。

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。

以上です。終わります。

○議長（山岡義正君） お諮りします。

味元和義君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 異議なしと認めます。したがって、味元和義君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

味元和義君の除斥を解きます。

〔２２番 味元和義君 着席〕

○議長（山岡義正君） 直ちに休憩をいたします。

午後１時３３分 休憩

午後１時４６分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻、特別委員の辞職が許可されましたので、四万十町議会庁舎建設等特別委員会の補充委員を選任します。選任する補充委員は１人です。特別委員会の委員選任につきましては、四万十町議会委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会庁舎建設等特別委員会の委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

四万十町議会庁舎建設等特別委員会の補充委員が決定しましたので、委員会の招集を委員長に依頼します。副委員長を互選をお願いします。

四万十町議会庁舎建設等特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後１時４７分 休憩

午後１時４８分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会庁舎建設等特別委員会から、副委員長を互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

四万十町議会庁舎建設等特別委員会副委員長に田邊幹男君が互選されました。

休憩します。

午後１時４９分 休憩

午後１時５５分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第6回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後1時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成    年    月    日

四万十町議会議長

平成    年    月    日

四万十町議会議員

平成    年    月    日

四万十町議会議員